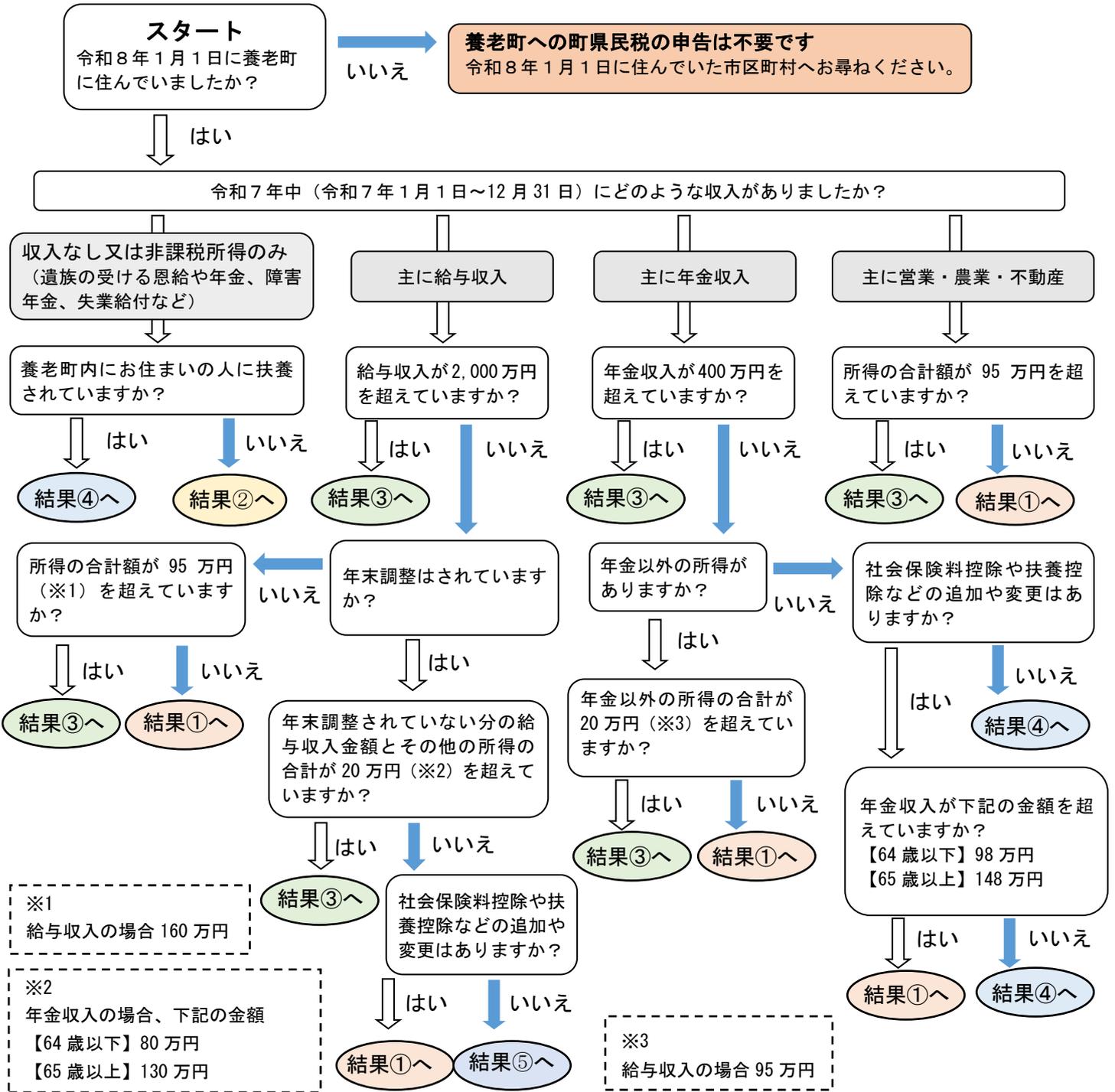


申告フローチャート

※フローチャートは一般的な例を示しています。
ご自身の状況によって変わる場合もありますので、不明な点は養老町役場
税務課までお問い合わせください。



①	所得税の確定申告もしくは町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて申告によって還付を受ける人は確定申告が必要です。所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。
②	町県民税の申告が必要な場合があります	【※次のいずれかに該当する人は「収入なし」の申告をしてください。】 国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料などの算定や、扶養、融資など各種申請で所得の証明が必要な人
③	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は必要ありません。 なお、所得税の確定申告の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
④	所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません	
⑤	勤務先から養老町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・町県民税の申告は必要ありません（提出されているか不明な場合は、勤務先にお問い合わせください。）	